

●香川県告示第227号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和7年11月18日

香川県知事 池 田 豊 人

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	亀水漁港	亀水漁港（ 弓弦羽西地 区）海岸	1 指定場所 高松市亀水町地先 2 指定区域 基点1から基点10までを順次に結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1と補助点2を結んだ線及び基点10と補助点2を結んだ線により囲まれた区域 3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 三等三角点 亀水 (北緯34度23分08秒. 6484、東経133度55分46秒. 9108) 基点1 基準点から144度02分、距離1438.4メートルの地点 基点2 基点1から143度06分、距離5.8メートルの地点 基点3 基点2から95度26分、距離56.1メートルの地点 基点4 基点3から185度27分、距離7.8メートルの地点 基点5 基点4から95度27分、距離134.0メートルの地点 基点6 基点5から164度13分、距離58.9メートルの地点 基点7 基点6から71度01分、距離7.8メートルの地点 基点8 基点7から164度06分、距離22.7メートルの地点 基点9 基点8から179度51分、距離38.2メートルの地点 基点10 基点9から6度57分、距離34.4メートルの地点 補助点1 基点1から5度27分、距離25.2メートルの地点 補助点2 基点5から55度22分、距離57.9メートルの地点